

地域と共に未来に向け躍進

# 阿見吉原東

土地区画整理事業

AMI YOSHIWARA HIGASHI

平成20年夏号

# VOL. 11

# まちづくり NEWS ニュース

～楽しみになってきたネ 阿見吉原のまち～



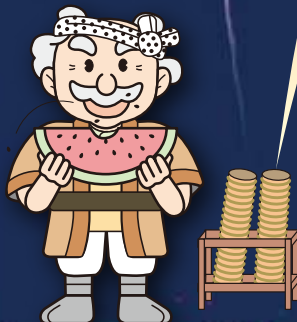
まちづくり談話室  
アミヲを上手に描けました!



アウトレット+イメージ図



出前講座:吉原小PTA総会



# 今年度の事業予定

A M I Y O S H I W A R A H Y G I S H I

## ■平成20年度事業スケジュール

	平成20年度		平成21年度以降
	上半期	下半期	
●区画整理審議会 ◆評価委員会 に関すること	● ● ◆ ◆	● ● ● ◆ ◆ ◆	○ 第2期 審議会
審議員改選に に関すること		← 審議員改選手続き →	○ 第1期審議員 任期満了
第2回事業計画変更 に関すること		← 変更手続き →	○ 事業計画 変更決定
阿見吉原地区の まちづくりに関すること	● まちづくり談話室	← 土地活用勉強会、まちづくり懇談会などの実施 →	
商業・業務施設 (アウトレット)に 関すること		○ 土地引渡し	○ 初夏オープン
		ダイレクトアクセス関連工事	
		建築工事期間	

▼三井入間アウトレットパークの  
オープン当初の渋滞状況(今年5月)



▲地権者の会開催状況(7月13日)

## ■『阿見吉原地区のまちづくりを考える』活動が 活発に行われております!

阿見吉原地区の『新しいまちづくり』を進めるため、行政、地元代表者、地元産業界などの各分野のノウハウを持った委員で構成する『まちづくり推進協議会』が精力的に活動を行っております。

現時点での大きな課題としては、

- ①来夏にオープンするアウトレット来訪者に対する、地元特産物や観光地などのPR
- ②交通渋滞を緩和させるための円滑な交通誘導対策の検討
- ③より効果的な土地活用を促進するための『宅地の共同利用化』の検討
- ④吉原らしさを演出する新しい街のデザイン などです。

また、今後の『新しいまちづくり』を地域全体として考えていくためには、『土地所有者同士が協議・検討できる場も必要!』との大きな声上がり、7月13日(日)に『阿見吉原東地区地権者の会』も設立されました。

大きく変わりゆく阿見吉原地区は、この様に多方面からのサポートを受け

『新しく個性的なまち:Ami☆Yoshiwara!』

へと発展していくのですね。

阿見吉原には  
i(愛)があるね!



# 審議会・評価委員会等の実施 まちづくりイベントの開催

I Y O S H I W A R A H Y G U C H I

## ■ 審議会・評価委員会等の開催状況

事業の進捗しん ちよくに合わせて土地区画整理審議会や評価委員会、まちづくり推進協議会などを随時、開催しております。



<p><b>第12回審議会 第17回協議会</b> 平成20年5月21日(水)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価員の選任について(諮問第21号) ※阿見町役場 総務部 税務課長であった横田健一氏が異動により評価員を辞任されたため、後任の同税務課長野口静男氏を選任いたしました。</li> <li>・今年度の事業予定について など</li> </ul>
<p><b>第3回まちづくり 推進協議会</b> 平成20年5月22日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりに関する意見交換</li> <li>・アウトレット進出に伴う『交通対策』『集客力を活かした産業政策』 など ※まちづくりアドバイザーを招いて</li> </ul>
<p><b>第10回評価委員会</b> 平成20年6月24日(火)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保留地の処分予定価格について(諮問第5号)</li> <li>・今年度の事業予定について など</li> </ul>

## ■ 『まちづくり談話室』を開催いたしました！

権利者や地域のみなさんと直接意見交換を行い、西・南地区の事業化に向けた検討を進めるため、6月28日から7月5日までの期間、下吉原公民館や新山新農村集落センターなどを会場に「まちづくり談話室」を開催いたしました。



▲まちづくり談話室の光景

たくさんの方においでいただき、事業内容の他にも、『吉原の歴史』や『新しい街のデザイン』『交通・防犯対策』など、さまざまなまちづくりに対するご意見をいただきました。

今後もこのような場を設けて行きたいと考えております。

## ■ 吉原小学校で『まちづくり出前講座』を行いました！

7月1日 阿見町立吉原小学校PTA総会に伺い、阿見吉原地区についての『まちづくり出前講座』を行いました。

当日は、たくさんの保護者の方々に、ご出席をいただきました。

事業やアウトレット、吉原の歴史などの話題を中心とした講演に、地域のことをよく知る保護者の方々も、『吉原の新しいまちづくり』に対し、さらに興味を持っていただけたことと思います。

今後も、地域のみなさんや子供達と共に『新しいまちづくり』を考え、より良い『吉原』を創っていきたいですね。



▲まちづくり出前講座の光景

# 阿見吉原の里風土記



茨城県常陸国信太郡久野村及河内郡泉村傍村落



明治十四年三月  
第一測測字八測四

第八号第七測



国土地理院の地図画像 仏式迅速図 明治十四年六月 陸軍測地部作製

## 吉原道祖神物語

新山交差点近くの県道沿いに小さな石仏があります。車どころか歩いていても見過ごしがちのその石仏は『道祖神』でした…。

『道祖神』は街道の辻々に『道標』として、または村に災厄を入れないための『結界神』として設置されました。古地図を見るとその場所は、まさに『吉原の本街道筋』とも言うべき場所！現『吉原十字路口』が存在していなかった当時の事を考えると、本来はここがそう呼ばれるべき十字路口(吉原十文字)だったのかも知れません！地図と同じ、明治14年に建てられたこの『道祖神』には『北:若栗、土浦』『西:谷田部』『南:女化、龍ヶ崎』『東:成田』と記してあります。

昔から交通の要衝であった『吉原』には、成田詣に向かう旅人も数多く訪れた事でしょう。

## 阿見吉原の里 風土記 3 Archive

吉原から成田へは、距離にして約八里(約32キロ)。徒歩が中心であった当時の交通手段では、途中利根川を渡る困難もあり、片道『1~2日』位かかったと考えられます。

圏央道が成田までつながる4年後の平成24年…成田は車で『20分』の場所となり、吉原はますます便利で開けた街となっていく事でしょう。

でも、ちょっと待って…ほんの少少だけスピードを緩めて周りの景色をゆっくりと眺めてみて下さい。そこには、ほら…悠久の吉原の歴史を語る一証人…この『道祖神』の様に、今まで見えなかったものが見えてくるかもしれませんよ(\*^\_^\*)

『道祖神』は今秋、道路工事に合わせて旧道沿いに移転保存していく予定です。

# 今年度の工事予定

AMI YOSHIWARA HIGASHI

今年度は、幹線道路に面した『沿道施設街区』の造成工事を中心に『追原・久野線の4車線化・歩道整備』『上・下水道、ガス管などの供給処理施設の敷設』工事などを進めていく予定です。

また、関連事業として国道125号バイパス方面へのアクセス道路整備についても、平成21年初夏アウトレットのオープンに合わせ、県道稲敷阿見線まで開通出来るように築造工事を進めていく予定です。

その他、商業・業務施設用地内では、交通渋滞緩和のためICから直接進入できる道路(通称ダイレクトアクセス)工事などを進め、今秋からはアウトレットの施設建築工事も始まる予定です。

今年度も、たくさんの工事が吉原地域内で展開される事となります。

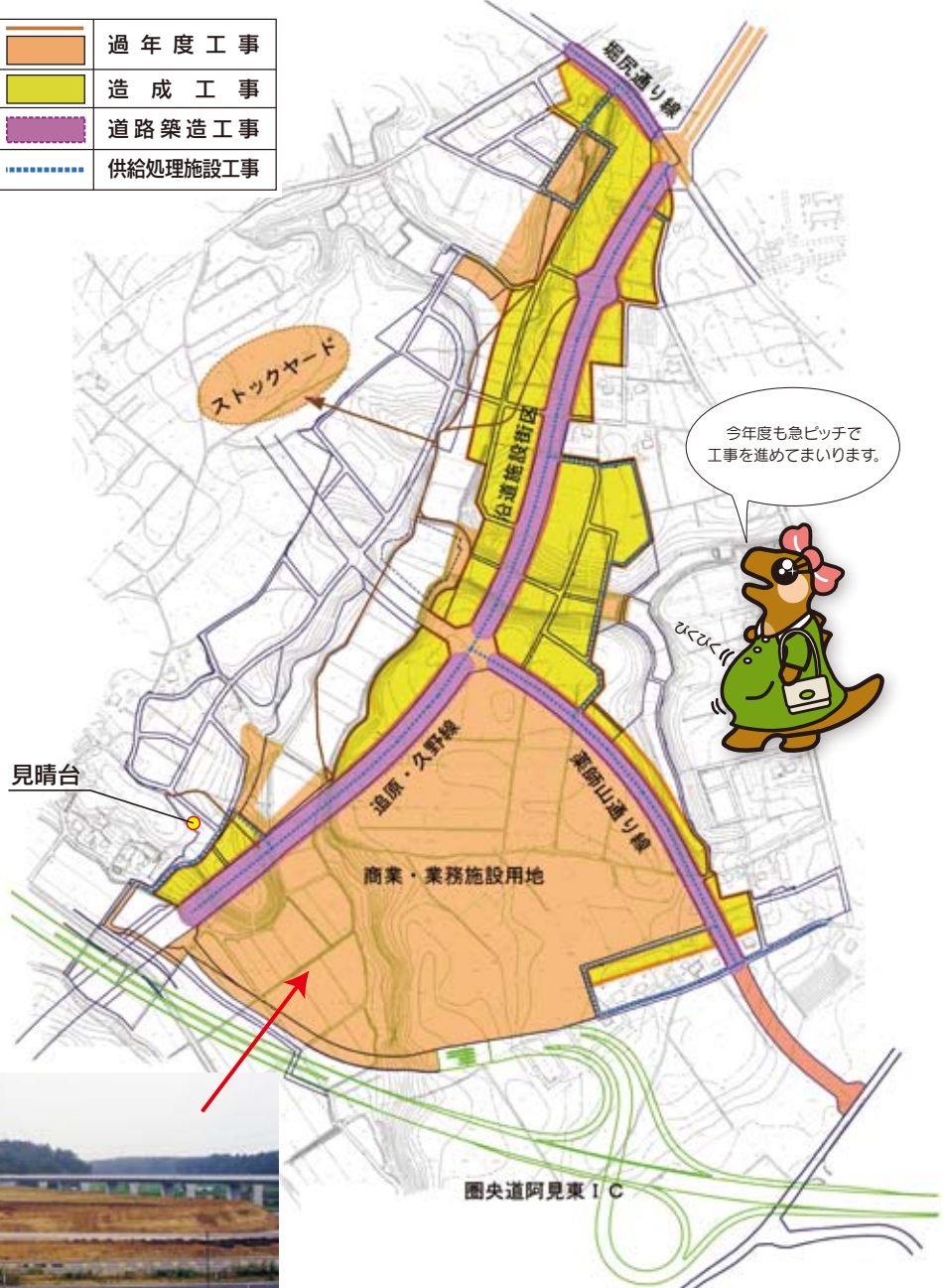
今後とも、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。



▲追原・久野線:地区外工事(阿見東部・香澄の里工業団地間)

## 平成20年度 工事実施予定

	過年度工事
	造成工事
	道路築造工事
	供給処理施設工事



### TOPICS

#### 商工会や大学生による 現地視察が行われました



5月1日に日本大学の理工学部2年生が訪れ、事業の概要や商業・業務施設用地を始めとした地区内の工事状況等について、視察研修が行われました。  
また、6月19日には、阿見町商工会が現地視察に訪れました。



▲急ピッチで進む各種工事を安全かつ円滑に実施するため、毎週金曜日工事関係者による「全体調整会議」が行われております。

▼進みゆくダイレクトアクセス関連工事(見晴台より)



圏央道阿見東IC

# みなさまへのお願い

A M I Y O S H I W A R A H I G I Y O R I

## 【住所や氏名、権利などが変わるときにはご連絡ください】

住所や氏名、また所有権などの変更があった場合には、お手数ですが竜ヶ崎土木事務所阿見吉原地区整備課までご連絡ください。

今後、重要な通知などをお届けできなくなったり、換地上の支障が出たりすることもありますので、ご協力をお願いいたします。

また、家屋の建築を行う場合や融資などにより金融機関に提出する各種証明書が必要になった場合も、当事務所に所定の用紙をご請求ください。

◎住所が変わったとき

◎所有権などの権利が変わったとき

◎土地の分合筆などをしようとするとき

……ご連絡ください



◎土地の形質などの変更及び建築物などの新築・増築・改築を行うとき

地区内において、次のような建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第76条（建築行為等の制限）の規定に基づき、阿見町長の許可が必要です。

ただし、その建築行為等が将来事業進行の障害になる場合など、許可にならないものもありますので、

**事前に当事務所にご相談ください。**

- ◆ 建築物（家屋など）や工作物（看板など）の新築、改築又は増築
- ◆ 盛土、切土、埋め立て等による土地の形質の変更
- ◆ 重量が5トンを超える物件（分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものは除く。）の設置又は堆積

◎『仮換地証明』や『底地証明』などが必要となったとき

……**証明書交付願用紙をご請求ください** ※インターネットのホームページからのダウンロードが可能になりました。

## 【工事区域の周辺のみなさまへ】

工事責任者の広瀬です。  
工事へのご協力  
よろしくお願いいたします。



当地区は、宅地や施設整備に関わる様々な工事を実施しており、工事区域周辺のみなさまには大変ご迷惑をおかけしております。

工事用車両の出入りなどには十分注意しておりますが、工事施工箇所及びその付近は非常に危険ですので、一般の方は立ち入らないようご協力をお願いいたします。

なお、地区内の町道は従来通り通行できますが、一部工事用道路としても利用しておりますので、通行の際はご注意ください。

特にこれからは、子供たちも夏休みに入りますので、ご家庭において【工事現場への立ち入りが非常に危険であること】をよくお伝えくださるよう、お願い申し上げます。

## 【不法投棄の防止】

不法投棄を発見した方は、阿見町役場、牛久警察署または、竜ヶ崎土木事務所までご連絡ください。また不法投棄車両の車種・ナンバーなどを確認できた場合も、合わせてご連絡ください。

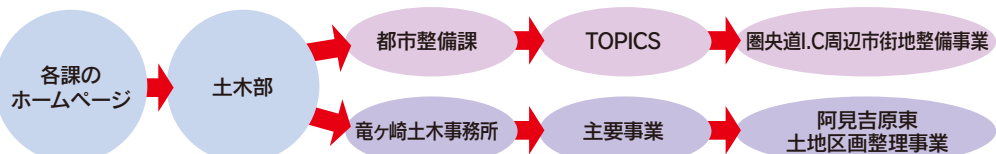
みんなで美しい吉原地区を不法投棄から守って行きましょう。  
よろしくお願いいたします。



## 【阿見吉原地区の詳しい情報を知りたい方は今すぐホームページへアクセス】

「計画の概要」や「事業新着情報」などが紹介されています！

●茨城県庁のホームページアドレス <http://www.pref.ibaraki.jp>



## 【阿見吉原地区に関するお問い合わせは…】

茨城県竜ヶ崎土木事務所 阿見吉原地区整備課

〒301-0007 茨城県龍ヶ崎市馴柴町35

TEL:0297-65-3411 (内線21・22・39) FAX:0297-65-1415

4月より  
「阿見吉原地区整備課」にも  
新しいメンバーが加わり  
「気持ちも新たに  
がんばっています！」

